

平成29年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成29年8月18日（金）12時55分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招集者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の事案について

議案第2号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について

5. 出席委員

議席1	空 席	議席2	欠 席	議席3	泉田 健一
-----	-----	-----	-----	-----	-------

議席4	木幡 治	議席5	高田 喜寿	議席6	澤上 榮
-----	------	-----	-------	-----	------

議席7	西尾 富雄	議席8	大橋 利一	議席9	欠 席
-----	-------	-----	-------	-----	-----

議席10	小川 貴永	議席11	吉田 晴男	議席12	井上 審
------	-------	------	-------	------	------

議席13	渡邊重友	議席14	藤田 博司	議席15	空 席
------	------	------	-------	------	-----

6. 欠席委員

議席2 西内 芳徳 委員、議席9 熊 利美 委員

7. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 瞳

主事（併任） 酒井 夕紀

8. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

ちょっと5分ほど早いんですが、始めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はい)

それでは只今より双葉町農業委員会8月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いします。

9. 会長挨拶

みなさんこんにちは。太陽も顔が見えないということで、何十年ぶりの、東京については30年か40年ぶりの長雨ということありますので、農作物についてもやはり影響し

てくることかと思います。ヤマセのことはあまり聞かないようですけども、元が高いから大丈夫なのかもしれないけども、いずれ収量は減るんではないかと、あるいは、いもち病をはじめ、違う病気が蔓延するんではないかと、そのようなことが危惧されております。

農業に従事されている方は特に注意をして、収穫ですね、少しでも上げるようにご協力いただければと思います。

今日もいま言った通り、来る途中はくもりだったのですが、こっちに来てから少し雨というかたちですが、体調管理等気をつけて、あと急に暑くなったりして熱中症の問題もまだまだ続くかと思いますので、そこら辺を注意されてお過ごしいただければと思います。私からは以上です。

10. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。それでは双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひいたします。

◆議長(藤田会長)

議事に入る前に 2番 西内 芳徳 委員、9番 熊 利美 委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

ただ今の出席委員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年8月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、皆さまのお手元にあります双葉町農業委員会定例総会の資料の2ページでございます。会務報告を報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(藤田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

◆議長(藤田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には5番 高田 喜寿 委員、12番 井上 寛 委員の両名を指名いたします。

日程第2、議案第1号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の事案について」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、お手元の資料3ページでございます。

議案第1号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の事案について。時効取得を原因とする農地についての権利移動又は権利の設定の登記の取扱いについて（昭和52年8月25日52構改B第1673号農林水産省構造改善局通知）1の（2）のアの規定に基づき、時効取得を原因とする農地の所有権移転の登記の通知があったので審議に付す。

平成29年8月18日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

こちらは以前にご相談させていただきました、時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の事案になります。

時効取得を原因とする所有権移転の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、農業委員会は、速やかに当該通知に係る事案が取得時効完成の要件である、一定期間、所有の意思をもって平穏かつ公然に他人の物を占有することを備えているか、実態を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告するものとなっております。

本件につきましては、事務局で＊＊＊さん本人、相続者代表者2名、当該地であります＊＊地区区長の4名に聞き取り調査をおこない、＊＊＊さんが当該地にて耕作を行っていたことを確認しております。

ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◆議長（藤田会長）

これから議案第1号の審議に入ります。

本件にかかる調査として、隣接地権者からの聞き取り調査の結果を地区調査委員である高田 喜寿 委員から報告願います。高田委員。

○高田委員

はい。隣接地権者である＊＊＊さんに、8月14日9時12分、電話しました。今回の登記事案について確認したところ、＊＊＊さんがここで20年以上耕作していること

について間違いありませんとのことでした。以上報告いたします。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第1号の時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の事案については、取得時効完成の要件を備えているものとして知事へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第1号の時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の事案については、取得時効完成の要件を備えているものとして知事へ報告することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について」を議題といたします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それではお手元の7ページから23ページが資料となっております。

議案第2号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について。農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第11条の12第2項の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請があったので審議に付す。平成29年8月18日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。以上でございます。

◆議長（藤田会長）

今回説明員として、双葉町産業課酒井主事に出席いただいております。内容説明をお願いいたします。

○酒井主事

産業課から説明させていただきます。農地利用集積円滑化団体であります、福島さくら農業協同組合より、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請がありました。

事業規程に農地売買等事業に関する事項の定めがある場合、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項に基づき、町で変更承認をする際には、あらかじめ農業委員会の決定が必要となっております。

こちらの事業規程なんですけれども、平成28年2月の総会にて承認決定しております事業規程の変更ということになります。

規程の主な変更点につきましては、資料の新旧対照表の備考欄にありますとおり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴う文言修正、農業委員会等に関する法律の改正による名称の変更、戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）の廃止に伴う農作業受委託の削除、経営構造対策事業の終了のため文言削除となっております。

こちらの事業規程の変更について承認してもよろしいか、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

◆議長（藤田会長）

これから議案第2号の審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

○泉田委員

はい。ちょっと難しくて内容、全く把握できないというのが現状なんですけども。そんなことばっかりも言っておられませんので。この議案によると、農協から変更申請があつて、どうのこうのというようなことのようですが、農協の代表の方、ご存じでしょうか。どのような内容なのか、もう少し説明していただければ幸いと思いますが。

○木幡委員

はい。この件につきましては、農地利用集積円滑化団体として、JAが承認を受けて農用地等の面的集積とか、団地化というか、そういう部分について、取り組んでいるわけでございまして。その中身については、例えば耕作放棄地の拡大防止とか、それから農業経営基盤規模拡大の推進とか、資材の調達の効率を高めて生産性のコストを下げていく、そういうところについて、農家の所得向上に向けて、今取り組んでいるところです。

今回の取り組みについては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正ということで、全国的な部分で農協法も一部改正になっている部分でございまして、全国的に農協がやっている事業を農協の総代会にかけて、承認を得たものを、各町村にこの規程を変更してよろしいかということを、各町村に送っている部分でございます。そんなところでございます。

○泉田委員

だいぶ分かりました。

◆議長（藤田会長）

いかがですか。泉田委員。

○泉田委員

だいぶ分かりました。

◆議長（藤田会長）

じゃ、そのほかございませんか。

（なし）

では、これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第2号の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について、承認の決定をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第2号の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について、農業委員会として承認することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成29年9月定例総会の開催及び日程について
- (2) 平成29年度福島県下農業委員会大会提出議案について
- (3) その他（なし）

引き続き、下記事項について事務局より報告。

- (1) 平成29年度福島県下農業委員会大会日程について
- (2) 特定復興再生拠点区域復興再生計画について
- (3) その他
 - ・平成29年度前期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会のレポート提出依頼

閉会時間 13時21分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長	藤田 博司	㊞
議事録署名人	高田 喜寿	㊞
議事録署名人	井上 審	㊞